

第4回 東葛・千葉・北総・市原地区
タクシー事業適正化・活性化協議会
議事概要

平成23年11月29日（火）
14：00～15：45
ホテルグリーンタワー幕張

1. 開 会

2. 議 事

(1) 会長選出について

- ・ 構成員の互選により、東葛・千葉・北総・市原地区のタクシー事業適正化・活性化協議会の会長として、門井千葉運輸支局長を選出

(2) 東葛、千葉、北総、市原地区のタクシー事業適正化・活性化協議会設置要綱の一部改正について

- ・ 事務局より、要綱の一部改正案の説明を受け、構成員の満場一致により、一部改正を承認

(3) 特定地域におけるタクシー事業の適正化及び活性化の推進について

○事務局より、「特定事業計画の進捗状況」及び「適正化の進捗状況」について資料説明

- 小林委員
- ・ 減車によって労働条件の改善の効果が出てきているという趣旨の説明であったが、必ずしも運転者の賃金は増収とはなっていない。業界新聞でも「減車によって労働条件は改善されたのか」という指摘をしている。事故やスピード違反が多いのは、賃金体系に問題がある。これを改善しなければ労働条件の改善は図られない。会社は経営が苦しくなると、すぐに運転者の賃率を下げる。泣くのはいつも運転者である。
 - ・ また、事故が多いという理由で、運転者に年齢制限を設けるべきではないかという議論があるが、千葉県内の運転者は、60歳以上が65%、50歳以上は85%である。なぜこのような状況になったかという、魅力がない職業になったということである。是非、本会議において、賃金体系に関して

の議論も行っていただきたい。悪いのは全部運転者であるという風潮があるが、仕組みに問題があるということを各委員に理解願いたい。

門井会長 ・ 1点目は労働条件の改善が図られていない、2点目は高齢化に関する指摘であるが、賃金の賃率の話は労使間の協議事項であるため、本協議会では踏み込めない範囲である。その点については理解願いたい。

事務局 ・ タクシー適正化・活性化法は、経営基盤の安定と労働条件の改善が大きな目的である。したがって、適正化・活性化を進めることによって、業界を魅力的なものにしたいというのが我々の思いである。そういう視点において、活発に議論いただきたいと考えている。
・ 運転者の高齢化の問題については、行政としても認識しているところであり、本協議会において、適正化・活性化を進め、業界をより魅力的なものとするべく議論いただければと考えている。

門井会長 ・ 減車の状況について補足的に説明すれば、首都圏では、東京特別区武三地区は20%近い減車率となっているが、それ以外の地区では、東京とは異なる地域の特性もあり、そこまでの減車率とはなっていない。しかしながら、千葉県においては、タクシー事業者の理解のもと、全ての特定地域において10%以上の減車率となっている。こうした状況からすれば、千葉県内のタクシー事業者は必ずしも運転者の労働条件を考えていないということではないのではないかと考える。

○松丸委員より、「活性化に向けた取り組み状況」について資料説明

臼井委員 ・ 資料2のP46の運転免許返納割引について、千葉地区において、何社で取り組んでおり、何歳の利用者から適用するのか、また、1割引の負担はだれがするのかを確認したい。併せて、市原地区でも準備を進めているとのことなので、同様に確認したい。
・ また、P48に福祉タクシーが紹介されているが、福祉限定の許可を受けた軽自動車が海浜病院で一般の利用者を乗車させているのを見かけた。こうした行為は法令違反ではないか

と思うが、見解を伺いたい。

- 加藤委員 ・ 千葉地区においては、県警と提携し、3年前から実施をしているところである。実施して1年目は利用者はなかったが、2年目から徐々に増え、最近では毎月15件程度利用いただいている。この制度は、千葉地区では2社150両で実施しており、年齢制限は設けていない。また、割引分は会社が負担している。
- 小出委員 ・ 市原地区では、地域全ての17社が申請を行っているところである。適用される年齢は検討中であり、割引分は会社が負担することを予定している。
- 事務局 ・ 福祉限定の軽自動車が一般の利用者を乗車させていたということであるが、福祉限定事業者は一般の利用者を乗車させることは認められていない。そうした状況があるのであれば、行政が対処するので、情報を寄せていただきたい。
- 臼井委員 ・ 最近、市原地区においてタクシー強盗事件が頻発しているが、市原地区のタクシー車両には防犯板の設置車両が少ないように見受けられる。防犯対策について見解を伺いたい。
- 小出委員 ・ 市原支部として、防犯板を積極的に設置するよう指導しているところであるが、市原地区ではハイヤー車両が存在しないため、一般車をハイヤー的に使用する利用者によっては防犯板を嫌う場合がある。このため、全車両への設置が進んでいない状況もある。なお、市原地区においてタクシー強盗事件が頻発していることから、先日、市原警察署の協力のもと、防犯訓練を実施したところである。

[総 括]

- 門井会長 ・ 本日は、地域計画策定後の適正化及び活性化についての説明があった。特に適正化の面については、今年6月に減車休車の計画が完了したところであり、これを受けた輸送実績等の状況については、もう少し様子をうかがい、確認することが必要であり、その上で、取り組みに対する検証が必要であると考え。そこで、今後の進め方について、事務局より何か考えはあるか。

事務局 ・ 会長指摘のとおり、減車休車については、今年6月に当初の減車休車の計画が完了したところであり、現在も相談を受けているところである。また、活性化策については、松丸委員より紹介のあったとおり、現在、各事業者において懸命に取り組んでいる最中である。こうした取り組みが、今後どのような効果をもたらすのか、又は、より一層の取り組みが必要であるのか、注意深く確認していく必要があると考えている。行政としては、タクシー事業者による自主的な減車休車の取り組みを側面から支援すべく、タクシー事業者の経営状況をヒアリングにより確認し、必要に応じて監査を実施するなど、タクシー適正化・活性化法の目的が達成されるよう、取り組んでいきたいと考えている。

門井会長 ・ 地域計画の実効性を図るため、各事業者は地域計画に記載された適正車両数を尊重し、総体として公平性について十分に配慮しながら減車休車の取り組みを進めていくことが重要であると考えている。行政庁においても、タクシー事業者に対し、事業再構築の取り組みの重要性の理解を求め、タクシー事業の適正化の更なる推進に向けて取り組みを引き続き行うべきであると考えている。また、より一層のタクシー事業の活性化を推進し、タクシー需要の拡大、利用者利便の向上等を期待する。

(4) その他

○ 柏労働基準監督署岡崎代理より、「労働安全衛生法の一部を改正する法律案の概要」について資料説明

○ その他の意見等

臼井委員 ・ 佐原市の北総自動車において、本年10月から血圧計を導入した。今後、タクシー事業者などに血圧計の導入を義務づける方向にあるのか、わかる範囲で確認したい。

門井会長 ・ 本年秋に起きた愛知県でのバス事故の原因が、運転者のくも膜下出血であったことを踏まえ、国土交通省から、運転者の健康管理を徹底するよう通達を発出したところである。血圧計の導入も、この通達を受けて、各事業者において様々な取り組みを行っている中の一つではないかと思う。輸送の安全は、運送事業者にとって最大の使命であることから、こうし

た取り組みは進んで取り組んでいただきたいと思います。

星野代理 ・ 今般の適正化・活性化へのタクシー事業者の取り組みについて、身を切られるような減車や市民の利便性向上に繋がる様々な対策を実施するなど感謝している。しかしながら、残念なことに、市へは依然として駅前のタクシーの苦情が寄せられている。一点目は、駅で待機している運転者の喫煙の苦情。二点目は、駅前の植え込みに運転者が放尿するという苦情。三点目は、初乗運賃の距離を利用した場合に運転者から文句を言われるという苦情である。その都度、当該事業者や運営協議会に申し伝え、改善していただいているが、こうした苦情が未だに市へ寄せられている。ほんの一部の運転者のこととは思うが、運転者教育をさらに徹底していただきたいと思います。

岩佐事務局長 ・ 天王台駅や我孫子駅等において、喫煙に関する苦情があることは承知している。その都度、厳しく指導しているところであるが、さらに指導を徹底していきたい。放尿については言語道断であり、また、接遇についても併せて指導を徹底していきたい。なお、今後も苦情が寄せられるようであれば、是非、会社へ知らせていただきたい。

岡崎代理 ・ 駅前にトイレはあるのか。

星野代理 ・ 放尿については我孫子駅南口でのことであるが、付近に待機所を設けており、そこにはトイレと喫煙所を設けている。

岩佐事務局長 ・ ショットガンの場合は、第2プールにもトイレを設けている。

事務局 ・ 次回の開催は、適正化・活性化策の一定の効果の検証が可能となる時期をみたうえで決定することとしたい。開催予定日が近づいたら、改めて案内を差し上げることとする。

3. 閉 会

【配布資料】

議事次第

委員名簿

出席者席次表

資料 1 - ①東葛地区タクシー事業適正化・活性化協議会設置要綱(一部改正案)

資料 1 - ②千葉地区タクシー事業適正化・活性化協議会設置要綱(一部改正案)

資料 1 - ③北総地区タクシー事業適正化・活性化協議会設置要綱(一部改正案)

資料 1 - ④市原地区タクシー事業適正化・活性化協議会設置要綱(一部改正案)

資料 2 特定地域におけるタクシー事業の適正化及び活性化の推進について

参考資料 1 東葛地区タクシー事業適正化・活性化協議会地域計画

参考資料 2 千葉地区タクシー事業適正化・活性化協議会地域計画

参考資料 3 北総地区タクシー事業適正化・活性化協議会地域計画

参考資料 4 市原地区タクシー事業適正化・活性化協議会地域計画

労働安全衛生法の一部を改正する法律案の概要

以 上